

海外学会等参加助成に関する監修委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人KDDI財団（以下、「財団」という。）が実施する海外学会等参加助成（以下、「助成」という。）において、Nextcom誌の監修委員会が担う役割や手続等について定めることを目的とする。

(財団における規程との関係等)

第2条 助成にあたっては、財団が定める「著書出版・海外学会等参加助成規程」による他、本規程の定めによる。

(助成対象者)

第3条 助成は、以下の各号全てに該当する者に与えることができる。

- ① 情報通信の制度・政策の研究を行う者。
- ② 助成を受けることにつき、別に定める同意書を提出できる者。

2 前項にかかわらず、第4条第1項の定める申請日において、以下各号のいずれかに該当するものは、助成を申請することができない。

- ① 監修委員会委員
- ① 過去2年以内に監修委員会の委員であった者
- ③ KDDIグループ関係者

(申請書の提出)

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、監修委員会に対し、監修委員会が別に定める申請書を、監修委員会が別に定める期間内に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請にあたり、併せて適宜記入した財団宛の助成・援助申込書（海外学会等参加助成）を添えなければならない。

(優先分類)

第5条 監修委員会は、第3条の定める助成対象者であって、以下各号のいずれかに該当する者のうち、助成の価値があるものと判断される者を、以下の順序に従い、助成対象者として財団に推薦する。

A 以下の以下①又は②のいずれかに該当するもの。

- ① 参加学会などから採択通知を得ている者。
- ② 若手の研究者。

B A以外のもの。

2 前項第A号第①号の者は、申請書において「優先分類」での申請である旨、明示することができる。その場合、前項第A号第①号に該当することを示す資料を添付しなければならない。

3 第1項第A号第②号の者は、監修委員会が判断するものとし、申請者は、特段の明示などを要しない。

4 申請者は、任意で、助成の必要性を説明する資料を添付することができる。

(助成の対象)

第6条 助成の対象は、以下の経費とする。監修委員会は、以下の経費のうち助成が相当と認められる金額を財団に提示する。

- ① 渡航費（宿泊費を含む）
- ② 所属組織所定の保険等費用
- ③ 学会等参加費

(推薦の手続)

第7条 監修委員会は、第5条による推薦を行う際、監修委員会が別に定める同意書を添付しなければならない。

- 2 監修委員会は、前項の推薦をするにあたり、申請者に対し、申請金額その他を指定し、または修正を求めることができる。
- 3 前項の場合、申請者が指定ないし修正に応じないときは、監修委員会は、推薦を取り消すことができる。この場合、監修委員会は、次点以降の申請者を繰り上げて推薦することができる。

(給付対象者の義務)

第8条 給付対象となった海外学会等への参加に起因し、第三者と紛争を生じ、または、身体財産に損害を被るなどした場合、給付対象者が自ら当該紛争等を解決し、監修委員会（監修委員会が属する株式会社KDDI総合研究所を含む）に一切の負担をかけない。給付対象者は、海外渡航者用保険に加入する（海外の学識経験者を招聘する場合は、実際に海外学会等に参加する学識経験者を被保険者として当該保険に加入する。）。

(その他)

第9条 本規程により難い事情がある場合、監修委員会は、本規程の目的に反しない限度で、本規程を実情に応じて改訂して適用することができる。

- 2 財団が助成を決定した後、申請書等に記載された計画を変更しようとする場合、助成対象者は、監修委員会を通じて財団の承認を得なければならない。

(実施細目)

第10条 この規程の実施について必要な事項は、監修委員会が別に定める。

(附則)

- 1 日本語で規定された申請書その他書類等は、同旨の英語によるものをもって代えることができる。
- 2 この規程は、監修委員会決定を経て、2010年7月1日から施行する。
- 3 この規程は、監修委員会決定を経て、2011年5月23日から施行する。
- 4 この規程は、監修委員会決定を経て、2014年10月31日から施行する。
- 5 この規定は、監修委員会決定を経て、2017年3月1日から施行する。